

会 議 録

1 会議名

第 39 回上越市景観審議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 委嘱状の交付（公開）

(2) 会長及び副会長の選出（公開）

(3) 議案（公開）

○付議案件

第 1 号議案 景観づくり重点区域の指定（南本町三丁目地区）

第 2 号議案 景観づくり重点区域の指定に伴う上越市景観計画の変更

○報告案件

令和 4 年度の景観事業の報告

3 開催日時

令和 4 年 11 月 9 日（水）午後 2 時から午後 3 時 30 分

4 開催場所

上越市役所 第 1 庁舎 4 階 401 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：岩井文弘、風巻 功、江口香代、横山文雄、宮澤生久子、安部 泰、
黒野弘靖、有波 修、渡辺裕子、村本亜紀子、齊藤良江

・事務局：都市整備部 吉田部長
都市整備課 佐藤課長、片岡副課長、長壁係長、石田係長、渡邊主任
水澤主任

8 発言の内容（要旨）

(1) 開 会

事 務 局

- ・上越市景観審議会規則第3条第2項に基づき、委員13名中11名の出席のため会議の成立を報告。

(2) 委嘱状の交付

(3) 部長あいさつ

(4) 会長及び副会長の選出

- ・会長：黒野弘靖、副会長：安部 泰

(5) 議 案 ※上越市景観審議会規則第3条第1項に基づき、会長が議長を務める。

○付議案件

- ・第1号議案 景観づくり重点区域の指定（南本町三丁目地区）
- ・第2号議案 景観づくり重点区域の指定に伴う上越市景観計画の変更

黒野会長

- ・付議案件 第1号議案「景観づくり重点区域の指定（南本町三丁目地区）」、第2号議案「景観づくり重点区域の指定に伴う上越市景観計画の変更」について事務局から説明を求める。

事務局

- ・資料に基づき説明
 - ※第1号議案「景観づくり重点区域の指定（南本町三丁目地区）」
 - ※第2号議案「景観づくり重点区域の指定に伴う上越市景観計画の変更」

黒野会長

- ・今ほど、説明のあった付議案件について意見、質問等を求める。

江口委員

- ・景観づくり重点区域の事前相談フローについて、町内会に事前相談となっているが、意匠的な話になると町内会において確認が難しいのではないかと想像する。どのように形態や構造等の基準の適合性について判断するのか。

長壁係長

- ・今回の景観づくり重点区域の基準については、町内会が主体となって検討を進めてき

たものであり、町内会としても事前相談に関わっていきたいということで、南本町三丁目地区については、事前相談フローの中に町内会が加わっているものである。

- ・意匠や技術的な部分において町内会で判断できないものであれば、市と情報共有しながら、町内会とお施主さんと市の三者で相談をしながら進めていきたいと考えている。

風巻委員

- ・雁木は連続性が大切であると考え。建築士会でも空き家対策に取り組んでいるが、歯抜けになってしまうと景観を損ねるため、空き家対策とも連動しながら進めて欲しい。

長壁係長

- ・町内会でも空き家対策が一つの課題となっているので、市としても町内会と一緒に検討しながら進めていきたいと考えている。

有波委員

- ・届出の対象とする行為で「移転」とあるが、空き家となったものを除却するものなのか、どういうものを「移転」としてイメージしているのか教えて欲しい。

長壁係長

- ・「移転」は現在ある建物をセットバックしたり、違う敷地から移転をしてきたりということを想定している。よって、現在ある建物を除却する行為については届出の対象とはしていない。

有波委員

- ・建物を除却されると歯抜けになってしまうが、そこまでは規制するのは難しいということなのか。

片岡副課長

- ・雁木町家は高田の魅力であって、それを残していきたいという思いはあるが、そこまで縛りつけてしまうのは厳しいものと考えている。
- ・雁木町家は現在の若い人の現代の生活様式に合っているのかという問題もある。セットバックして住みやすい住宅を建築することも考えられるが、努力義務として、雁木通りには屋根を設けて欲しいというお願いになってくると考えている。

有波委員

- ・空き家対策が重要なものになってくると考える。

江口委員

- ・色彩の基準について、外装の基調色が示されているが、木材はもう少し明るい色もあ

るという印象を受けた。

長壁係長

- ・色彩の基準については推奨例である。南本町三丁目においては、住民の方とワークショップを行い、町内にどのような色が使われているかを調べて、どういった色が良いか住民の皆さんと考えながら、「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」を作成し、運用しているものである。
- ・よって、木材等の自然素材であれば、様々な色合いもあることから、ここに記載されている色しか使えないというものではない。

江口委員

- ・住民の皆さんで話し合える場があることは良いことである。今後も、「こんな色もいいよね」という感じで発展させてもらえれば、よりよいまちなみになると思う。

横山委員

- ・看板については、風情を損なわないようにとあるが、道路通行や歩行者等の安全面についても検討してほしい。
- ・町内会の皆さんと話をしながら、統一感のあるものを設置してほしい。

長壁係長

- ・新たに看板を設置する場合は、町内会の皆さんと協議のうえ、安全面に配慮しながら設置してもらおうよう指導していきたい。

江口委員

- ・看板については、ユニバーサルデザインの考え方として、どこにつけるのが安全で見やすいものになるのかという観点も必要であると思う。

長壁係長

- ・看板について相談があった時には、町内会の皆さんと協議しながら、ユニバーサルデザインの観点においても配慮していきたいと考えている。

黒野会長

- ・他に意見、質問はないか。
(発言なし)
- ・他に意見等がなければ、第1号議案、第2号議案は了承を得られたものとする。
- ・南本町三丁目の町内会の皆さまについては、今まで長い間、雁木通りのまちなみを守るために様々な取組をしてきていることから、今回の景観づくり重点区域の指定については、今後の励みになるものと考えている。

黒野会長

- ・報告案件「令和4年度の景観事業の報告」について事務局から説明を求める。

事務局

- ・資料に基づき説明
※「令和4年度の景観事業の報告」

黒野会長

- ・今ほど、説明のあった報告案件について意見、質問等を求める。

有波委員

- ・新たな取組として「屋外広告物ガイドラインの作成」とあるが、屋外広告物については県地域振興局で屋外広告物条例に基づいて許可を出している。今回、それに上乗せした形の取組であるが、実効性のある取組となるように、関係団体への周知や市の方に事前相談がくるようにしてもらえれば良いと考える。
- ・また、現時点ではイメージ案ということであるが、もう少し具体性があってもいいと思う。運用するなかで、必要に応じて見直しをするということなので、課題を検討しながら進めてもらいたい。具体的な基準が示せば、お互いよりよい形で取組んでいけるものと思う、

長壁係長

- ・当初は、数値的なものを示していければと考えていたが、まずは将来像の共有ということで、意識啓発を行っていくことからスタートすることとしたものである。
- ・周知については、関係団体でもある新潟県広告美術業協同組合の皆さんと効果的な周知方法について相談しながら進めていきたいと考えている。

横山委員

- ・屋外広告物のガイドラインの作成にあたっては、来週、組合の理事会でも話をする予定であり、市と協議をしながら進めている状況である。

黒野会長

- ・屋外広告物のガイドラインについては、実効性のあるものとなるように、引き続き、関係団体の皆さまと連携をとりながら進めて欲しい。

風巻委員

- ・南本町三丁目の景観まちづくり活動については、上越総合技術高等学校の生徒さんが関

わっていることから非常に良い取組であると感じている。

- ・ 今後は、小学生や中学生などの子供達も、このような取組に参加してもらえれば、まちに愛着を持ってもらえる機会になると考える。

片岡副課長

- ・ 南本町三丁目については、上越総合技術高等学校の生徒さん達に関わってもらっているが、まちなか居住推進事業においては、直江津南小学校や大町小学校と連携をとりながら進めている。
- ・ 小学生が地域に愛着を持ってもらえるように、引き続き、小学校とも連携を図りながら取組んでいきたいと考えている。

黒野会長

- ・ 南本町三丁目の景観まちづくり活動においては上越総合技術高等学校の生徒さんが関わっているということで、齊藤委員、お気づきの点があれば教えて欲しい。

齊藤委員

- ・ 生徒達は南本町三丁目の景観まちづくり活動について、楽しみながら取組んでいる。
- ・ 地域のため、上越のために、また将来的に上越に人が集まって欲しいという思いで、色々な案も考えている。高校生の案は現実的ではない部分もあるが、高校生の色々な意見が活性化にもつながればよいと考えながら教育に取組んでいる。

黒野会長

- ・ 小学校、中学校、高校と繋がっていくことが大切であると考えているので、引き続き、連携を図りながら取組んで欲しい。

宮澤委員

- ・ 南本町三丁目の取組について報告があったが、本町七丁目と大町五丁目の取組の動きについて教えて欲しい。

長壁係長

- ・ 本町七丁目と大町五丁目についても雁木通りがあり、地域の皆さんも雁木通りの保存、継承への思いが強い地域でもあることから、まずは、まちなみのルールづくりに向けた話し合いを始めたところである。
- ・ 南本町三丁目と同様に景観づくり重点区域の指定ができるように、市としても取組んでいきたいと考えている。

宮澤委員

- ・ このような取組が広がっていけばよいと考える。

黒野会長

- ・他に意見、質問はないか。
(発言なし)
- ・今回の委員からの有意義な意見や質問等を踏まえて、引き続き、市で景観事業の取組を進めてもらいたい。
- ・以上で、議事を終了する。

事務局

- ・以上をもって「第39回上越市景観審議会」を閉会する。

(6) 閉 会

9 問合せ先

都市整備部都市整備課計画係 TEL025-520-5763
E-mail : toshi-keikan@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。